

5 退職金

(1) 学歴・年齢・勤続年数別モデル退職金（平成15年）

（男性）

学歴 （区分）	勤続年数 （年）	年齢 （歳）	扶養家族数 （人）	集計社数 （社）	退職金総額 （千円）	月収換算 （月分）
大学卒、事 務・技術労 働者	5	27	1	181	970	3.5
	10	32	2	172	2,663	7.5
	15	37	3	137	5,416	12.5
	20	42	3	95	9,372	18.1
	25	47	3	81	15,248	26.3
	30	52	2	81	22,862	36.3
	33	55	1	81	25,775	39.1
	38	60	1	34	27,601	48.0
	定 年				30	27,925
高校卒、事 務・技術労 働者	5	23	0	119	712	3.7
	10	28	1	126	1,916	7.5
	15	33	2	120	3,915	12.6
	20	38	3	113	7,260	19.8
	25	43	3	102	11,261	27.5
	30	48	3	100	16,466	35.8
	35	53	2	92	21,199	42.0
	37	55	1	89	22,872	43.9
	42	60	1	36	24,207	48.0
	定 年				29	24,496
高校卒、生 産労働者	5	23	0	81	733	3.8
	10	28	1	80	1,875	7.7
	15	33	2	78	3,614	12.5
	20	38	3	73	6,277	19.2
	25	43	3	68	9,658	26.3
	30	48	3	62	13,981	34.6
	35	53	2	55	17,105	40.4
	37	55	1	55	18,446	42.7
	42	60	1	18	18,645	47.0
	定 年				17	19,742

資料 平成15年退職金、年金及び定年制事情調査（中央労働委員会事務局）

注 会社都合退職による。（自己都合退職は含まない。）

(女性)

学 歴 (区分)	勤続年数 (年)	年 齢 (歳)	扶養家族数 (人)	集 計 社 数 (社)	退職金総額 (千円)	月 収 換 算 (月分)
高校卒、事 務・技術労 働者	5	23	0	94	663	3.5
	10	28	0	90	1,720	7.8
	15	33	0	67	3,440	13.4
高校卒、生 産労働者	5	23	0	37	627	3.4
	10	28	0	34	1,600	7.2
	15	33	0	27	3,038	11.9

(2) 中小企業退職金共済制度

基本退職金額表（平成14年11月から）

（単位：円）

掛金月額 納付年(月数)	2,000	5,000	10,000	18,000	30,000
1年(12月)	7,200	18,000	36,000	64,800	108,000
2年(24月)	48,000	120,000	240,000	432,000	720,000
5年(60月)	121,640	304,100	608,200	1,094,760	1,824,600
10年(120月)	253,120	632,800	1,265,600	2,278,080	3,796,800
15年(180月)	390,000	975,000	1,950,000	3,510,000	5,850,000
20年(240月)	533,320	1,333,300	2,666,600	4,799,880	7,999,800
25年(300月)	684,160	1,710,400	3,420,800	6,157,440	10,262,400
30年(360月)	842,620	2,106,550	4,213,100	7,583,580	12,639,300

資料 中小企業退職金共済制度のあらまし（平成14年11月1日改訂版）（中小企業退職金共済事業本部）

参考 上記の基本退職金額表は、法令の改正により変わることがあります。

実際に支払われる退職金は、この表の基本退職金と付加退職金（金利の状況等に応じて定められる）を合算したものととなります。

この制度とは別に商工会議所の地区内の事業を対象とした「特定退職金共済制度」や、小規模の個人事業主や会社等の役員を対象とした「小規模企業共済制度」があります。

6 3府県（大阪府、京都府、兵庫県）等における諸手当（平成16年6月）

(1) 家族手当の支給状況（平均額）

（単位：千円）

	全規模計 (521社)	規 模 区 分				
		3,000人以上 (42社)	1,000～2,999人 (45社)	300～999人 (111社)	100～299人 (160社)	99人以下 (163社)
配 偶 者	13.4	19.3	17.8	14.5	12.5	10.6
1 人 目	4.8	6.9	5.4	4.9	4.6	4.1
2 人 目	4.2	6.3	5.3	4.2	3.9	3.6
3 人 目	3.0	3.0	4.4	3.3	2.7	2.7

資料 平成16年度標準勤続者賃金と諸手当(関西経営者協会・京都経営者協会・兵庫県経営者協会)

(2) 住宅手当（平均額）

（単位：千円）

支給条件		勤務地区分	大阪・京都・兵庫勤務者			東 京 勤 務 者		
		産業	計	製造業	非製造業	計	製造業	非製造業
扶養家族が ある世帯主	借家・借間		17.3	16.4	18.4	21.7	21.8	21.5
	持家		14.7	14.1	15.5	18.3	17.6	19.6
	社宅		15.6	14.3	16.8	14.5	13.7	16.2
独立生計の 単身者	借家・借間		12.3	11.2	13.6	15.0	14.5	15.9
	持家		11.2	10.5	12.1	13.6	12.9	14.8
	寮		10.9	10.3	11.4	11.5	12.0	10.7
親元同居単身者			9.2	7.9	10.9	10.6	9.7	12.1

資料 平成16年度標準勤続者賃金と諸手当(関西経営者協会・京都経営者協会・兵庫県経営者協会)

7 京都府における最低賃金

(1) 京都府最低賃金

(単位：円)

時 間 額	発 効 日	備 考
678	16.10.1	京都府内の事業場に雇用される全労働者（産業別最低賃金の適用者を除く。）に適用されます。

資料 京都労働局

注1 京都府最低賃金は、京都府内の事業場で働くすべての労働者（パートタイマー、アルバイト等を含む。）一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。

- 2 支払い賃金を最低賃金と比較する場合、精・皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与等は除外します。

(2) 産業別最低賃金（該当産業の基幹的労働者に適用されます）

(単位：円)

最低賃金の件名	日 額	時間額	発効日	下記の者は京都府最低賃金が適用されます
印 刷 業	6,053	758	15. 1. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ・清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者 ・手作業による印刷物の運搬、整理、選別、包装、はさみ込み、荷札付け、袋貼り、封筒入れ又は帯封の業務に主として従事する者
金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業（1）	（4）	794	16.12.22	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ・清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者
金属加工機械、繊維機械、特殊産業用機械、一般産業用機械・装置、事務用・サービス用・民生用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業（建設機械・鉱山機械製造業は、建設用クレーン製造業に限る）	（4）	796	16.12.22	<ul style="list-style-type: none"> ・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務に主として従事する者 ・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務に主として従事する者 ・塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務に主として従事する者 ・書類等の事業場内集配又は複写の業務に主として従事する者
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業	（4）	781	16.12.22	

最低賃金の件名	日 額	時間額	発効日	下記の者は京都府最低賃金が適用されます
輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業（輸送用機械器具製造業は自転車・同部品製造業を除く。建設機械・鉱山機械製造業は建設用シャベルトラック製造業に限る）（ 2 ）	（ 4 ）	794	16. 12. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳未満又は65歳以上の者 ・ 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ・ 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者 ・ 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務に主として従事する者 ・ 手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務に主として従事する者 ・ 塗装若しくはメッキにおけるマスクング又は防さび処理の業務に主として従事する者 ・ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う簡易なさび止め、さび落とし又は塗装の業務に主として従事する者 ・ 書類等の事業場内集配又は複写の業務に主として従事する者
各種商品小売業（居・食・住にわたる商品を一括して、一事業所で小売する事業所）	5,967	748	16. 1. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳未満又は65歳以上の者 ・ 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ・ 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者
自動車(新車)小売業	6,007	750	13. 12. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳未満又は65歳以上の者 ・ 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの（ただし、自動車整備の業務に主として従事する者については、雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの）
自動車小売業（中古車、自動車部分品・付属品小売業）（ 3 ）	5,926	741	9. 12. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者 ・ 洗車、ワックスかけ又は駐車場内整備の業務に主として従事する者 ・ 受付補助又は書類等の事業場内集配、複写若しくは転記の業務に主として従事する者

資料 京都労働局

- 注 1 支払賃金を最低賃金と比較する場合、精・皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与等は除外します。
- 2 基幹的労働者とは一般的には当該産業に特有の又は主要な業務に従事する労働者をさします。
- 3 (1)では粉末冶金製品製造業、(2)では自転車・同部品製造業、(3)では二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）、を除きます。
- 4 (4)では、日額表示が廃止されました。

8 春季賃上げ交渉による妥結額・率

(1) 京都府における推移（昭和50年～平成16年）

（単位：円、％）

年	京 都 府 調 べ		京都経営者協会調べ	
	妥 結 額	賃 上 げ 率	妥 結 額	賃 上 げ 率
昭和50年	16,894	14.8	14,394	13.5
51	12,547	9.8	12,074	9.95
52	13,084	9.4	11,925	8.89
53	9,614	6.72	8,711	6.01
54	10,142	6.71	9,624	6.30
55	11,863	7.46	11,833	7.33
56	13,437	8.08	13,572	7.99
57	12,247	7.00	12,965	7.22
58	9,180	4.96	9,035	4.79
59	9,242	4.80	9,540	4.87
60	10,166	5.12	10,802	5.28
61	9,667	4.65	9,958	4.66
62	7,794	3.64	7,730	3.55
63	9,599	4.40	10,071	4.52
平成元	11,380	5.09	12,379	5.38
2	13,467	5.82	14,375	6.09
3	13,770	5.74	14,421	5.92
4	12,625	5.13	13,143	5.24
5	9,993	3.94	10,307	4.02
6	8,069	3.12	8,145	3.12
7	7,428	2.81	7,338	2.75
8	7,229	2.71	7,567	2.76
9	7,361	2.72	7,689	2.76
10	6,653	2.43	6,777	2.43
11	5,009	1.81	5,027	1.79
12	5,001	1.81	7,861	1.70
13	5,020	1.79	4,743	1.67
14	4,109	1.47	3,609	1.26
15	4,020	1.42	3,791	1.31
16	4,143	1.47	4,273	1.48

資料 京都府労政課

春季労使交渉決定結果（京都経営者協会）

注 いずれも単純平均である。

(2) 全国の主要企業における推移（昭和50年～平成16年）

（単位：円、％）

年	厚生労働省調べ		日経連調べ	
	受結額	賃上げ率	受結額	賃上げ率
昭和50年	15,279	13.1	15,430	13.1
51	11,596	8.8	11,775	8.84
52	12,536	8.8	12,795	8.82
53	9,218	5.9	9,240	5.82
54	9,615	5.83	9,111	5.68
55	11,679	6.74	11,479	6.58
56	14,037	7.68	13,808	7.51
57	13,613	7.01	13,357	6.91
58	8,904	4.40	8,855	4.36
59	9,354	4.46	9,236	4.42
60	10,871	5.03	10,747	4.98
61	10,146	4.55	9,954	4.47
62	8,275	3.56	7,940	3.44
63	10,573	4.43	10,327	4.39
平成元	12,747	5.17	12,448	5.11
2	15,026	5.94	14,897	5.91
3	14,911	5.65	14,708	5.60
4	13,622	4.95	13,391	4.92
5	11,077	3.89	10,835	3.86
6	9,118	3.13	8,887	3.10
7	8,376	2.83	8,245	2.80
8	8,712	2.86	8,628	2.81
9	8,927	2.90	8,846	2.84
10	8,323	2.66	8,293	2.62
11	7,005	2.21	6,879	2.14
12	6,499	2.06	6,404	1.97
13	6,328	2.01	6,365	1.93
14	5,265	1.66	5,249	1.59
15	5,233	1.63	5,391	1.65
16	5,348	1.67	5,378	1.64

資料 厚生労働省調査（主要大手企業約230社）

日経連調査（大手企業約200社）

注 いずれも加重平均である。

(3) 京都府の産業別賃上げ額（平成16年）

京都府調べ（平成16年6月30日現在）

（単位：円、％）

産 業	要 求 額			妥 結 額		
	組合数	金 額	率	組合数	金 額	率
総 平 均	224	9,029	3.20	204	4,143	1.47
製 造 業 平 均	129	9,163	3.32	137	4,352	1.56
食料品・たばこ	5	5,399	2.08	17	5,181	1.73
繊維・衣服	20	5,954	2.23	20	3,790	1.48
パルプ・紙	4	4,816	1.81	3	3,425	1.26
印刷・同関連業	14	10,055	4.14	12	3,233	1.33
化 学	16	22,156	7.52	15	4,574	1.54
窯 業 土 石	8	8,881	3.11	6	4,643	1.63
非 鉄 金 属	4	9,417	3.70	4	4,927	1.94
金 属 製 品	10	6,268	2.39	8	3,658	1.41
一 般 機 械	9	9,136	3.08	10	5,220	1.77
電 気 機 器	15	9,110	3.04	19	4,817	1.66
輸 送 用 機 器	11	4,530	1.71	10	4,058	1.46
精 密 機 器	7	6,329	2.13	7	4,326	1.46
そ の 他 製 造	6	6,175	2.14	6	3,880	1.34
非製造業平均	95	8,848	3.05	67	3,716	1.30
建 設 業	2	4,420	1.71	3	3,767	1.42
情 報 通 信 業	8	12,213	3.33	7	4,817	1.28
運 輸 業	17	4,092	1.45	14	2,572	0.87
卸 売 ・ 小 売 業	38	6,700	2.33	24	3,911	1.38
金 融 ・ 保 険 業	2	30,000	13.79	1	2,600	1.19
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	1	6,305	2.00	2	6,970	4.78
医 療 ・ 福 祉 ・ 教 育 ・ 学 習 支 援 業	13	20,538	6.91	2	5,461	2.38
サ ー ビ ス 業 他	14	5,464	2.03	14	3,329	1.20

資料 京都府労政課

注 単純平均

(4) 全国の産業別賃上げ額（平成16年）

厚生労働省調べ

産 業	集計 企業数	平均年齢	賃上げ前 基準内賃金	要 求 額	妥 結 額	賃上げ率	(参考)平成15年	
							妥 結 額	賃上げ率
	社	歳	円	円	円	%	円	%
平 均	259	39.2	319,788	5,737	5,348	1.67	5,233	1.63
建 設	10	37.6	268,097	4,255	3,988	1.49		
食料品・たばこ	26	38.2	315,566	5,320	5,279	1.67	6,293	1.90
織 維	10	39.0	291,940	5,454	5,372	1.84	5,132	1.75
紙 ・ パ ル プ	5	39.9	313,373	5,350	4,942	1.58	5,359	1.68
化 学	40	40.1	342,897	5,899	5,853	1.71	5,469	1.61
石 油	5	41.8	438,828	7,310	6,908	1.57	6,764	1.56
ゴ ム 製 品	10	41.6	294,961	4,959	4,934	1.67	5,206	1.76
窯 業	5	39.3	300,443	5,909	5,673	1.89		
鉄 鋼	11	42.6	295,807	3,663	3,663	1.24	3,795	1.28
非 鉄 金 属	8	38.2	289,227	5,412	4,846	1.68	5,997	2.07
機 械	8	40.0	312,910	5,913	5,606	1.79	5,011	1.58
電 気 機 器	9	38.1	312,709	6,155	7,123	2.28		
造 船	6	39.9	324,249	6,000	6,000	1.85	6,000	1.86
自 動 車	19	38.5	322,096	6,201	6,068	1.88	6,330	1.92
そ の 他 製 造	8	34.0	255,327	4,969	4,480	1.75		
電 力 ・ ガ ス	12	36.1	288,821	5,500	3,791	1.31		
情 報 通 信	11	37.5	343,885		4,911	1.43		
運 輸	26	42.4	337,711	7,399	5,424	1.61		
卸 ・ 小 売	25	37.4	326,926	6,101	5,929	1.81	5,024	1.44
サ ー ビ ス	5	33.7	293,423	5,367	5,436	1.85	5,242	1.72

資料 厚生労働省調べ

注1 要求額については、具体的な要求額が把握できた177社について算出した。

2 妥結額は、原則として定期昇給込みの平均賃上げ額を用いたが、一部に年齢ポイント（30歳、35歳等）での妥結額（定期昇給込みの賃上げ額）を含んでいる。なお、集計対象企業259社中、年齢ポイントを用いた企業は59社であり、妥結額4,786円、賃上げ率1.56%となっている。

3 集計企業259社中、資本金20億円以上の企業は250社であり、妥結額5,367円、賃上げ率1.67%となっている。

4 2003年の集計結果は、参考として、本年調査と共通する産業分類についてのみ表示している。

5 集計企業数が1～2社の産業は、全産業の平均には算入しているが、産業別の集計結果は公表しない。

9 京都府における一時金交渉の妥結額・月数

(1) 平成16年夏季一時金（平成16年7月31日現在）

（単位：円、月）

産 業	要 求 額			妥 結 額		
	組合数	金 額	月数	組合数	金 額	月数
総 平 均	148	663,514	2.36	204	535,289	1.88
製 造 業 平 均	80	645,849	2.35	125	543,213	1.91
食 料 品 ・ た ば こ	1	601,100	2.57	3	651,667	2.42
織 維 ・ 衣 服	17	594,421	2.29	13	456,095	1.77
パ ル プ ・ 紙	0			3	579,376	1.77
印 刷 ・ 同 関 連 業	10	600,076	2.53	11	399,532	1.66
化 学	10	691,391	2.32	15	538,948	1.79
窯 業 土 石	5	601,502	2.35	6	548,300	2.02
非 鉄 金 属	2	814,120	2.67	6	485,856	1.82
金 属 製 品	5	597,830	2.30	10	454,986	1.68
一 般 機 械	8	766,825	2.57	14	632,918	2.16
電 気 機 器	13	704,460	2.41	22	641,602	2.09
輸 送 用 機 器	2	626,364	2.24	7	529,115	1.86
精 密 機 器	5	594,077	2.09	12	574,494	1.96
そ の 他 製 造	3	585,080	1.82	4	518,585	1.64
非製造業平均	68	684,296	2.38	79	522,751	1.83
建 設 業	3	508,670	1.97	3	462,879	1.85
情 報 通 信 業	5	1,176,946	2.98	6	784,993	2.08
運 輸 業	13	655,081	2.57	16	469,212	1.85
卸 売 ・ 小 売 業	17	724,895	2.23	18	543,974	1.72
金 融 ・ 保 険 業	2	645,536	2.63	2	291,473	1.19
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	1	647,572	2.00	3	444,938	1.79
医 療 ・ 福 祉 ・ 教 育 ・ 学 習 支 援 業	16	646,377	2.48	12	474,956	1.83
サ ー ビ ス 業 他	11	545,588	2.00	19	541,188	1.87

資料 京都府労政課

注 単純平均

(3) 企業規模別にみた賃上げ・一時金の推移（平成12年～16年）

		～299人		300～999人		1,000人～	
12年	賃上げ	4,514円	1.71%	5,092円	1.87%	5,825円	1.94%
	夏季一時金	505,871円	1.87月	547,315円	2.01月	612,400円	2.08月
	年末一時金	544,472円	2.02月	572,944円	2.13月	702,248円	2.29月
13年	賃上げ	4,608円	1.72%	4,851円	1.77%	5,968円	1.92%
	夏季一時金	487,132円	1.82月	559,150円	2.02月	667,015円	2.12月
	年末一時金	522,952円	1.94月	556,565円	2.08月	702,293円	2.27月
14年	賃上げ	3,599円	1.35%	4,306円	1.55%	5,141円	1.65%
	夏季一時金	478,759円	1.74月	555,975円	1.96月	641,916円	2.06月
	年末一時金	533,158円	1.93月	575,547円	2.04月	665,746円	2.15月
15年	賃上げ	3,699円	1.37%	3,973円	1.45%	4,573円	1.48%
	夏季一時金	464,011円	1.68月	504,172円	1.81月	633,485円	2.07月
	年末一時金	496,396円	1.83月	515,497円	1.95月	675,263円	2.17月
16年	賃上げ	3,581円	1.34%	4,154円	1.50%	4,914円	1.59%
	夏季一時金	477,446円	1.77月	536,442円	1.93月	671,468円	2.07月
	年末一時金	503,726円	1.86月	535,252円	1.97月	698,038円	2.22月

資料 京都府労政課

(3) 企業規模別にみた賃上げ・一時金の推移（平成12年～16年）

		～299人		300～999人		1,000人～	
12年	賃上げ	4,514円	1.71%	5,092円	1.87%	5,825円	1.94%
	夏季一時金	505,871円	1.87月	547,315円	2.01月	612,400円	2.08月
	年末一時金	544,472円	2.02月	572,944円	2.13月	702,248円	2.29月
13年	賃上げ	4,608円	1.72%	4,851円	1.77%	5,968円	1.92%
	夏季一時金	487,132円	1.82月	559,150円	2.02月	667,015円	2.12月
	年末一時金	522,952円	1.94月	556,565円	2.08月	702,293円	2.27月
14年	賃上げ	3,599円	1.35%	4,306円	1.55%	5,141円	1.65%
	夏季一時金	478,759円	1.74月	555,975円	1.96月	641,916円	2.06月
	年末一時金	533,158円	1.93月	575,547円	2.04月	665,746円	2.15月
15年	賃上げ	3,699円	1.37%	3,973円	1.45%	4,573円	1.48%
	夏季一時金	464,011円	1.68月	504,172円	1.81月	633,485円	2.07月
	年末一時金	496,396円	1.83月	515,497円	1.95月	675,263円	2.17月
16年	賃上げ	3,581円	1.34%	4,154円	1.50%	4,914円	1.59%
	夏季一時金	477,446円	1.77月	536,442円	1.93月	671,468円	2.07月
	年末一時金	503,726円	1.86月	535,252円	1.97月	698,038円	2.22月

資料 京都府労政課

10 京都府の賃金の動き

(30人以上規模)

(単位：円、%)

	名目賃金								実質賃金	
	現金給与総額			きまって支給する給与			所定内 給与	特別に支 払われた 給与	現金給与総額	
	実額	指数	対前年 増減率	実額	指数	対前年 増減率	実額	実額	指数	対前年 増減率
平成10年	420,975	105.3	2.7	319,206	101.7	1.2	296,969	101,769	103.5	3.2
11	382,256	101.2	3.9	299,149	100.8	0.9	276,068	83,107	100.0	3.4
12	386,202	100.0	1.2	303,297	100.0	0.8	279,238	82,905	100.0	0.0
13	387,856	98.4	1.6	305,707	98.6	1.4	282,001	82,149	97.9	2.1
14	354,705	95.2	3.3	285,326	97.4	1.6	266,227	69,379	96.7	1.2
15	351,358	95.0	0.2	283,017	97.4	0.0	262,912	68,341	96.8	0.1

資料 平成15年京都府の勤労統計（京都府統計課）

注1 名目賃金指数 = 今回、平成12年平均の給与額を100とした各年の賃金指数（各年平均給与額 ÷ 平成12年平均給与額 × 100）

2 実質賃金指数 = 名目賃金指数 ÷ 消費者物価指数 × 100

消費者物価指数は京都府統計課調べの京都市分（持家の帰属家賃を除く総合指数）

3 指数及び対前年増減率は調査事業所の抽出替えに伴うギャップ修正済みである。

11 京都府におけるモデル賃金（平成14年）

(1) 学歴・年齢・勤続年数別モデル賃金

設定条件					回答 企業数 社	所定労働時間内給与		初任給を100 とした指数 %
学歴	職種	年齢 才	勤続年数 年	扶養家族 人		円	内、基本給 円	
大学卒 ・ 男子	事務 ・ 販売	22	0	0	169	198,804	186,901	100.0
		23	1	0	153	207,875	191,951	104.6
		25	3	0	164	219,977	203,219	110.6
		27	5	1	174	253,312	220,554	127.4
		30	8	2	173	285,873	246,271	143.8
		35	13	3	162	338,698	289,680	170.4
		40	18	3	170	396,280	343,149	199.3
		45	23	3	144	445,179	388,229	223.9
		50	28	3	141	500,406	435,528	251.7
	55	33	2	136	529,570	468,254	266.4	
	技術	22	0	0	93	200,639	190,262	100.0
		23	1	0	89	208,841	196,375	104.1
		25	3	0	94	223,574	208,974	111.4
		27	5	1	91	255,151	224,764	127.2
		30	8	2	95	287,662	249,958	143.4
		35	13	3	81	345,702	299,813	172.3
		40	18	3	86	400,497	344,137	199.6
		45	23	3	77	455,507	398,153	227.0
50		28	3	75	502,858	436,613	250.6	
55	33	2	68	534,964	466,647	266.6		
高校卒 ・ 男子	事務 ・ 販売	18	0	0	103	163,405	154,901	100.0
		19	1	0	81	170,407	160,239	104.3
		20	2	0	87	178,001	166,512	108.9
		22	4	0	84	191,234	179,305	117.0
		25	7	0	92	211,407	197,165	129.4
		27	9	1	102	245,217	213,922	150.1
		30	12	2	125	273,606	235,402	167.4
		35	17	3	115	323,569	275,582	198.0
		40	22	3	110	368,185	313,326	225.3
	45	27	3	108	412,639	355,078	252.5	
	50	32	3	118	453,930	392,814	277.8	
	55	37	2	114	483,047	415,750	295.6	
	技術	18	0	0	85	162,222	154,986	100.0
		19	1	0	76	168,711	159,233	104.0
		20	2	0	77	175,057	165,711	107.9
		22	4	0	91	188,344	178,277	116.1
		25	7	0	94	207,008	195,502	127.6
		27	9	1	94	238,571	213,692	147.1
30		12	2	109	267,157	234,561	164.7	
35		17	3	102	311,068	267,269	191.8	
40		22	3	95	365,481	315,531	225.3	
45	27	3	86	405,653	348,135	250.1		
50	32	3	87	442,744	380,025	272.9		
55	37	2	77	474,384	410,177	292.4		

資料 平成14年度京都の賃金指標（京都商工会議所）

設 定 条 件					回 答 企 業 数 社	所定労働時間内給与		初任給を100 とした指数 %
学 歴	職 種	年 齢 才	勤続年数 年	扶養家族 人		円	内、基本給 円	
大 学 卒 ・ 女 子	事 務 ・ 販 売	22	0	0	133	189,695	179,812	100.0
		23	1	0	129	195,001	182,682	102.8
		25	3	0	13	207,875	193,717	109.6
		27	5	0	125	223,560	208,866	117.9
		30	8	0	112	248,218	229,203	130.9
		35	13	0	93	291,666	268,782	153.8
		40	18	0	80	327,922	301,154	172.9
		45	23	0	64	365,069	333,155	192.5
		50	28	0	61	405,564	369,560	213.8
	55	33	0	60	424,112	391,843	223.6	
短 大 高 専 卒 ・ 女 子	事 務 ・ 販 売	20	0	0	123	169,093	162,115	100.0
		21	1	0	107	173,348	164,711	102.5
		22	2	0	115	179,710	171,193	160.3
		25	5	0	128	193,376	182,295	114.4
		27	7	0	127	206,314	195,138	122.0
		30	10	0	117	226,474	216,760	133.9
		35	15	0	91	264,043	250,027	156.2
		40	20	0	73	298,626	281,456	176.6
		45	25	0	60	330,359	309,260	195.4
	50	30	0	57	358,463	333,189	212.0	
	55	35	0	53	367,958	342,309	217.6	
高 校 卒 ・ 女 子	事 務 ・ 販 売	18	0	0	110	158,480	151,752	100.0
		19	1	0	96	163,149	155,543	102.9
		20	2	0	100	167,934	159,777	106.0
		22	4	0	109	177,370	168,829	111.9
		25	7	0	113	192,206	181,577	121.3
		27	9	0	114	206,097	192,917	130.0
		30	12	0	118	225,770	211,032	142.5
		35	17	0	101	259,231	239,870	163.6
		40	22	0	92	289,596	269,885	182.7
		45	27	0	76	327,039	300,083	206.4
		50	32	0	75	350,362	317,142	221.1
	55	37	0	71	363,954	340,009	229.7	

(2) 事務技術職（新卒者）モデル賃金

学歴・職掌	職位	年齢	勤続年数	扶養家族数	集計会社	所定内賃金（千円）			
							基本給（千円）		
大学卒・事務技術	非管理職	22	0	0	339	200.5	186.6		
		25	3	0	341	221.0	203.5		
		30	8	2	355	281.7	243.8		
		35	13	3	304	331.2	283.6		
		45	23	3	218	394.5	340.2		
		55	33	2	166	443.3	394.0		
		定年直前		1	143	449.0	403.6		
	管理職	35	13	3	162	376.2	315.7		
		45	23	3	292	485.6	411.6		
		55	33	2	260	573.5	492.7		
		定年直前		1	198	566.7	492.8		
		高卒・事務技術	非管理職	18	0	0	199	164.4	152.2
				22	4	0	193	188.6	174.7
				25	7	0	212	207.6	191.6
30	12			2	238	261.7	226.1		
35	17			3	228	302.2	259.5		
45	27			3	175	374.7	325.4		
55	37			2	173	418.2	371.2		
定年直前			1	146	420.3	375.2			
管理職	35		17	3	84	360.0	298.6		
	45		27	3	159	445.1	374.6		
	55		37	2	179	527.4	451.2		
	定年直前			1	142	534.2	468.5		

資料 平成16年度標準勤続者賃金と諸手当（関西経営者協会・京都経営者協会・兵庫県経営者協会）

(3) 技能労務職（新卒者）モデル賃金

学歴・職掌	職位	年齢	勤続年数	扶養家族数	集計会社	所定内賃金（千円）	
							基本給（千円）
高卒・技能	非管理職	18	0	0	167	165.4	152.3
		22	4	0	160	188.5	171.3
		25	7	0	193	204.4	186.4
		30	12	2	186	256.2	217.9
		35	17	3	178	294.6	249.9
		45	27	3	163	358.9	308.2
		55	37	2	150	399.3	349.2
		定年直前		1	134	397.5	350.6
	管理職	35	17	3	56	343.6	282.8
		45	27	3	95	427.2	365.9
		55	37	2	97	502.4	429.8
		定年直前		1	68	492.8	422.6

資料 平成16年度標準勤続者賃金と諸手当（関西経営者協会・京都経営者協会・兵庫県経営者協会）

12 京都府における1人平均月間賃金と労働時間（平成15年）

【賃 金】

（単位：円）

産 業	現金給与総額			きまって支給する給与			特別に支払われた給与			
	総 数	男 子	女 子	総 数	男 子	女 子	総 数	男 子	女 子	
産 業 平 均	351,358	426,285	239,382	283,017	341,939	194,961	68,341	84,346	44,421	
建 設 業	376,474	408,675	217,605	345,714	374,866	201,891	30,760	33,809	15,714	
製造業平均	383,571	459,702	216,914	307,675	366,287	179,369	75,896	93,415	37,545	
製 造 業	食料品・たばこ	314,195	422,240	176,871	258,251	341,262	152,745	55,944	80,978	24,126
	織 維	283,911	334,045	194,152	260,036	304,973	179,582	23,875	29,072	14,570
	衣 服	327,897	546,636	210,768	256,041	412,885	172,057	71,855	133,751	38,711
	木 材	343,906	364,204	229,253	289,141	306,625	190,381	54,765	57,579	38,872
	家 具	296,421	372,582	165,905	255,890	316,674	151,724	40,531	55,908	14,181
	パルプ・紙	306,231	368,368	165,659	257,557	306,776	146,209	48,674	61,592	19,450
	出版・印刷	395,898	474,151	241,158	316,630	373,794	203,591	79,268	100,357	37,567
	化 学	572,306	622,143	437,240	421,700	460,460	316,655	150,606	161,683	120,585
	プラスチック	228,185	363,976	106,940	197,003	304,837	100,721	31,182	59,139	6,219
	窯業・土石	426,636	463,327	224,115	338,284	366,141	184,524	88,352	97,186	39,591
	鉄 鋼	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	非鉄金属	403,035	457,994	221,058	318,141	360,409	178,185	84,894	97,585	42,873
	金属製品	335,998	368,850	208,826	282,272	308,886	179,249	53,726	59,964	29,577
	一般機械	376,586	403,910	204,008	317,463	341,471	165,829	59,123	62,439	38,179
電気機器	428,379	497,916	232,728	345,436	399,212	194,130	82,943	98,704	38,598	
輸送用機器	412,743	453,354	223,584	317,574	348,365	174,154	95,169	104,989	49,430	
精密機器	496,310	556,556	292,911	374,834	419,206	225,029	121,476	137,350	67,882	
そ の 他	501,724	620,388	267,081	337,151	412,540	188,079	164,573	207,848	79,002	
電気・ガス・熱供給・水道業	550,577	574,225	320,269	384,566	398,597	247,922	166,011	175,628	72,347	
運輸・通信業	274,880	280,522	239,226	232,879	239,427	191,508	42,001	41,095	47,718	
卸売・小売業、飲食店	220,485	334,638	124,454	188,162	281,400	109,727	32,323	53,238	14,727	
金融・保険業	467,202	679,520	303,724	358,770	512,592	240,332	108,432	166,928	63,392	
不 動 産 業	292,388	364,140	145,322	247,265	304,826	129,284	45,123	59,314	16,038	
サービス業平均	411,056	498,810	315,539	321,746	386,840	250,893	89,310	111,970	64,646	
サ ー ビ ス 業	旅 館	248,256	315,907	174,020	207,521	255,992	154,333	40,735	59,915	19,687
	娯 楽	214,249	238,733	196,680	204,533	219,704	193,647	9,716	19,029	3,033
	医 療	358,757	442,366	321,011	299,199	376,641	264,237	59,558	65,725	56,774
	教 育	573,481	646,281	465,623	416,260	467,996	339,610	157,221	178,285	126,013
	学術研究機関	645,270	680,810	444,760	463,293	487,172	328,572	181,977	193,638	116,188

資料 平成15年京都府の勤労統計（京都府統計課）

注 1 常用労働者30人以上の事業所

2 Xは調査対象の事業所が少ないため公表しないもの。

【労働時間】

(単位：時間、日)

産 業	総実労働時間数			所定内労働時間数			所定外労働時間数			出勤日数			
	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	
産 業 平 均	148.4	160.2	130.7	138.0	146.4	125.3	10.4	13.8	5.4	19.4	19.7	18.9	
建 設 業	169.8	175.0	143.4	155.4	158.8	138.4	14.4	16.2	5.0	20.2	20.6	18.6	
製造業平均	159.1	168.0	139.7	146.8	152.8	133.7	12.3	15.2	6.0	19.6	19.9	19.0	
製 造 業	食料品・たばこ	143.9	158.6	125.4	134.3	145.0	120.8	9.6	13.6	4.6	18.5	19.4	17.3
	織 維	166.6	171.2	158.5	163.3	166.5	157.5	3.3	4.7	1.0	21.1	21.3	20.7
	衣 服	150.1	154.8	147.5	145.0	148.5	143.1	5.1	6.3	4.4	20.5	20.3	20.6
	木 材	177.8	179.4	168.2	158.0	157.3	161.7	19.8	22.1	6.5	20.6	20.5	20.8
	家 具	167.4	176.1	152.5	152.1	156.2	145.1	15.3	19.9	7.4	19.7	20.1	19.0
	パルプ・紙	167.6	178.0	144.1	151.8	158.6	136.4	15.8	19.4	7.7	20.1	20.3	19.6
	出版・印刷	163.2	178.1	133.5	144.9	155.4	124.1	18.3	22.7	9.4	20.1	20.1	20.0
	化 学	158.4	158.8	157.4	148.9	149.3	147.8	9.5	9.5	9.6	19.7	19.7	19.6
	プラスチック	146.7	179.6	117.2	135.6	162.5	111.6	11.1	17.1	5.6	19.8	20.8	19.0
	窯業・土石	161.3	164.1	145.6	148.1	150.2	136.4	13.2	13.9	9.2	19.7	19.8	18.7
業	鉄 鋼	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	非鉄金属	160.7	165.4	145.0	147.9	151.1	137.0	12.8	14.3	8.0	19.6	19.7	19.2
	金属製品	171.6	173.3	164.7	154.6	155.6	150.6	17.0	17.7	14.1	20.3	20.4	20.2
	一般機械	175.7	180.9	141.9	159.7	163.0	138.5	16.0	17.9	3.4	20.9	21.0	20.1
	電気機器	160.7	164.8	149.3	147.7	149.9	141.5	13.0	14.9	7.8	19.1	19.1	18.8
	輸送用機器	163.7	167.9	144.1	151.4	154.0	139.4	12.3	13.9	4.7	19.6	19.7	19.4
	精密機器	153.5	158.3	136.8	141.4	144.1	131.9	12.1	14.2	4.9	18.5	18.7	18.0
	その他	150.8	162.9	126.8	136.4	143.8	121.7	14.4	19.1	5.1	18.4	18.7	17.9
電気・ガス・熱供給・水道業	150.8	151.6	143.1	140.7	140.7	140.7	10.1	10.9	2.4	18.6	18.6	18.8	
運輸・通信業	167.7	171.2	144.8	151.0	153.7	133.5	16.7	17.5	11.3	20.3	20.4	19.9	
卸売・小売業、飲食店	125.8	149.4	106.1	120.1	140.0	103.5	5.7	9.4	2.6	20.1	21.0	19.3	
金融・保険業	148.3	155.8	142.6	141.7	147.6	137.2	6.6	8.2	5.4	19.1	19.5	18.7	
不 動 産 業	141.7	158.3	107.8	132.4	147.9	100.7	9.3	10.4	7.1	18.9	20.2	16.2	
サ ー ビ ス 業	サービス業平均	145.8	151.5	139.5	136.0	138.5	133.2	9.8	13.0	6.3	18.6	18.5	18.7
	旅 館	150.7	168.8	130.9	145.2	161.3	127.6	5.5	7.5	3.3	19.8	21.2	18.4
	娯 楽	138.4	144.4	134.1	131.5	133.4	130.1	6.9	11.0	4.0	19.2	19.3	19.1
	医 療	143.0	138.0	145.3	135.8	128.1	139.2	7.2	9.9	6.1	18.6	17.5	19.1
	教 育	139.7	141.1	137.6	126.7	126.7	126.7	13.0	14.4	10.9	17.3	17.2	17.5
学術研究機関	156.1	157.2	150.2	145.1	145.4	143.5	11.0	11.8	6.7	18.9	19.0	18.5	

資料 平成15年京都府の勤労統計（京都府統計課）

注1 常用労働者30人以上の事業所。

2 Xは調査対象の事業所が少ないため公表しないもの。

13 京都市の勤労者世帯1世帯当たりの収入と支出（平成16年9月）

項 目	16年9月(速報値)			15年9月		15年平均 実数	全国16年9月(速報値)	
	実数	構成比	対前年同月 増加率	実数	構成比		実数	対前年同月 増加率
集計世帯数(世帯)	44	—	—	38	—	43	4,438	*4,470
世帯人員(人)	3.36	—	—	3.24	—	3.42	3.49	*3.47
有業人員(人)	1.43	—	—	1.47	—	1.52	1.62	*1.62
世帯主の年齢(歳)	45.9	—	—	47.8	—	48.4	46.5	*46.5
実収入	342,533円	100.0%	△12.3%	390,383円	100.0%	511,066円	439,551円	2.1%
経常収入	338,404	98.8	△12.9	388,744	99.6	498,424	432,981	2.1
勤め先収入	333,106	97.2	△14.3	388,744	99.6	468,191	426,598	1.7
世帯主収入	300,972	87.9	△10.8	337,514	86.5	416,156	372,324	2.2
(うち男)	282,510	82.5	△11.6	319,629	81.9	398,239	359,330	2.0
定期収入	299,466	87.4	△10.2	333,305	85.4	348,138	370,086	2.4
臨時収入・賞与	1,506	0.4	△64.2	4,208	1.1	68,018	2,238	△30.2
世帯主の配偶者の収入	30,997	9.0	△39.5	51,230	13.1	51,485	46,895	0.0
(うち女)	30,997	9.0	△39.5	51,230	13.1	51,485	46,526	0.4
他の世帯員収入	1,136	0.3	—	0	0.0	550	7,378	△6.5
事業・内職収入	2,798	0.8	—	0	0.0	3,735	3,378	65.6
他の経常収入	2,500	0.7	—	0	0.0	26,499	3,004	5.4
特別収入	4,129	1.2	151.9	1,639	0.4	12,641	6,571	5.1
実収入以外の収入	311,368	—	△10.1	346,480	—	358,051	379,440	△3.7
実支出	302,639	—	△17.9	368,431	—	389,722	384,352	0.3
消費支出	257,401	100.0	△15.1	303,338	100.0	309,123	317,035	0.4
食料	64,256	25.0	△15.7	76,214	25.1	81,816	69,658	0.1
穀類	5,983	2.3	△11.3	6,745	2.2	7,800	6,901	0.2
魚介類	5,203	2.0	△18.9	6,415	2.1	7,662	6,092	△3.5
肉類	5,754	2.2	△13.9	6,680	2.2	8,322	6,223	1.3
乳卵類	2,715	1.1	△38.3	4,401	1.5	3,864	3,538	△1.3
野菜・海藻	7,828	3.0	△16.0	9,320	3.1	10,079	8,101	△1.2
果物	2,387	0.9	△7.9	2,592	0.9	2,415	2,528	△1.2
油脂・調味料	2,294	0.9	△17.1	2,766	0.9	3,545	2,959	1.4
菓子類	3,804	1.5	△26.8	5,196	1.7	5,516	4,751	△3.6
調理食品	7,493	2.9	△14.2	8,736	2.9	9,593	8,002	△0.1
飲料	2,744	1.1	△28.5	3,840	1.3	3,442	4,109	2.8
酒類	3,066	1.2	△25.4	4,108	1.4	3,947	3,332	4.6
外食	14,985	5.8	△2.8	15,416	5.1	15,631	13,122	2.0
住居	8,635	3.4	42.0	6,080	2.0	15,919	18,609	△15.8
家賃	8,229	3.2	66.6	4,940	1.6	9,332	14,337	△5.2
設備修繕・維持	406	0.2	△64.4	1,140	0.4	6,587	4,272	△38.9
光熱・水道	16,271	6.3	△23.0	21,143	7.0	21,238	18,740	△1.7
電気	10,146	3.9	△16.7	12,184	4.0	8,341	9,638	4.4
ガス	3,413	1.3	△18.8	4,203	1.4	6,603	3,835	△12.8
他の光熱	0	0.0	△100.0	5	0.0	367	262	0.0
上下水道料	2,712	1.1	△42.9	4,750	1.6	5,928	5,006	△3.0
家具・家事用品	5,810	2.3	△48.6	11,308	3.7	9,698	9,144	△0.2
家庭用耐久財	1,763	0.7	△67.2	5,371	1.8	3,700	2,729	9.3
室内装備・装飾品	71	0.0	△85.9	505	0.2	741	653	△26.4
寝具類	104	0.0	46.5	71	0.0	312	674	28.6
家事雑貨	2,075	0.8	△23.6	2,715	0.9	1,972	2,075	5.5
家事用消耗品	1,498	0.6	△27.1	2,056	0.7	2,337	2,198	△3.2
家事サービス	299	0.1	△49.2	589	0.2	635	815	△20.0

資料 統計京都2004年12月（京都府統計課）

注1 *印は前年同月の実数を示す。

2 主要項目のため内訳と計とは必ずしも一致しない。

3 実収入とは税込みの収入、実収入以外の収入とは貯金の引き出しや月賦や掛買いの購入など。

項 目	16年9月(速報値)			15年9月		15年平均 実 数	全国16年9月(速報値)	
	実 数	構成比	対前年同月 増 加 率	実 数	構成比		実 数	対前年同月 増 加 率
被服及び履物	8,512円	3.3%	△36.1%	13,325円	4.4%	15,148円	11,570円	△5.7%
和服	0	0.0	—	0	0.0	40	127	△69.3
洋服	1,753	0.7	△64.6	4,945	1.6	5,942	4,236	△6.4
シャツ・セーター類	1,590	0.6	△50.8	3,231	1.1	3,127	2,481	△2.4
下着類	865	0.3	△7.3	933	0.3	1,258	1,183	△0.3
生地・糸類	119	0.0	△30.8	172	0.1	119	171	41.3
他の被服	1,004	0.4	△14.0	1,168	0.4	1,187	847	△9.9
履物類	2,174	0.8	15.6	1,880	0.6	2,055	1,616	△7.9
被服関連サービス	1,006	0.4	0.9	997	0.3	1,420	908	16.7
保健医療	7,536	2.9	△37.7	12,091	4.0	11,115	10,626	△7.2
医薬品	1,185	0.5	15.2	1,029	0.3	1,525	1,452	△8.3
健康保持用摂取品	1,150	0.4	48.0	777	0.3	434	919	20.6
保健医療用品・器具	1,842	0.7	29.1	1,427	0.5	1,753	2,134	△15.4
保健医療サービス	3,360	1.3	△62.1	8,858	2.9	7,402	6,121	△7.1
交通・通信	30,905	12.0	4.9	29,453	9.7	30,034	44,327	△4.2
交通	5,783	2.2	1.8	5,679	1.9	7,701	7,988	8.5
自動車等関係費	15,058	5.9	20.8	12,463	4.1	11,668	23,023	△8.4
通信	10,064	3.9	△11.0	11,312	3.7	10,665	13,315	△3.5
教育	42,211	16.4	△5.3	44,582	14.7	22,475	25,460	12.7
授業料等	40,204	15.6	0.6	39,983	13.2	16,362	20,952	12.5
教科書・学習参考教材	134	0.1	△84.2	846	0.3	560	265	6.9
補習教育	1,873	0.7	△50.1	3,754	1.2	5,553	4,244	14.2
教養娯楽	23,384	9.1	△16.6	28,037	9.2	32,829	30,078	2.4
教養娯楽用耐久財	1,354	0.5	802.7	150	0.0	3,595	3,158	5.3
教養娯楽用品	6,489	2.5	12.2	5,783	1.9	6,118	5,631	△2.5
書籍・他の印刷物	5,015	1.9	9.2	4,592	1.5	4,784	4,818	6.1
教養娯楽サービス	10,527	4.1	△39.9	17,512	5.8	18,332	16,471	2.5
その他の消費支出	49,880	19.4	△18.4	61,105	20.1	68,852	78,822	6.5
諸雑費	16,589	6.4	△21.4	21,094	7.0	20,854	19,794	0.6
こづかい	17,659	6.9	△28.3	24,613	8.1	26,010	22,181	3.5
交際費	10,857	4.2	△25.7	14,609	4.8	19,933	21,543	9.7
仕送り金	4,774	1.9	—	789	0.3	2,054	15,304	15.5
非消費支出	45,238	—	△30.5	65,093	—	80,599	67,317	0.1
勤労所得税	7,508	—	△36.3	11,791	—	15,505	11,982	4.4
他の税	8,159	—	△53.9	17,681	—	20,217	14,501	△2.1
社会保険料	29,571	—	△17.0	35,621	—	44,863	40,675	△0.3
他の非消費支出	0	—	—	0	—	14	159	△21.7
実支出以外の支出	356,214	—	△7.6	385,456	—	477,018	435,594	△1.8
現物総額	4,426	—	△38.6	7,213	—	7,070	6,508	—
可処分所得	297,295	—	△8.6	325,290	—	430,467	372,234	2.5
黒字	39,894	—	81.7	21,952	—	121,344	55,199	—
金融資産純増	12,502	—	△9.3	13,785	—	88,241	17,195	—
貯蓄純増	12,383	—	△9.1	13,621	—	83,950	16,184	—
有価証券純購入	119	—	△27.4	164	—	4,291	1,011	—
土地家屋借金純減	26,727	—	28.0	20,885	—	39,667	32,806	—
分割・一括購入借入金純減	6,263	—	—	4,283	—	△7,406	635	—
平均消費性向	86.6%	—	—	93.3%	—	71.8%	85.2%	*87.0%
貯蓄純増(平均貯蓄率)	4.2%	—	—	4.2%	—	19.5%	4.3%	*4.7%
エンゲル係数	25.0%	—	—	25.1%	—	26.5%	22.0%	*22.0%

注4 実支出以外の支出とは貯金、投資、財産購入、借金返済など。

5 可処分所得とは手取収入のことで、実収入から税金などの非消費支出を引いたもの。

6 平均消費性向とは可処分所得に対する消費支出の割合をいう。

14 国内総生産額（名目）、賃金・可処分所得と同増減率、消費者物価上昇率（年）（平成11年～平成15年）

（単位：円、％）

年	国内総生産額 （名目） 単位 10億	賃 金 （現金給与総額、年間平均月額）		可処分所得 （年間平均月額）			消費者物価 上昇率(年)
		名 目 値	対前年 増減率	名 目 値	名 目 増加率	実 質 増加率	
平成11年	509,116	396,291	1.1	483,910	2.4	2.0	0.3
12	513,377	398,069	0.4	472,823	2.3	1.4	0.7
13	507,456	397,366	0.2	464,723	1.7	0.8	0.7
14	499,985	387,638	2.3	452,501	2.6	1.5	0.9
15	P 497,711	389,664	1.0	440,461	2.7	2.4	0.3

資料 国内総生産 労働統計調査月報平成16年10月号（厚生労働省）

賃金 平成15年毎月勤労統計調査年報（厚生労働省）（事業所規模30人以上）

可処分所得 家計調査年報平成15年（総務省）

消費者物価 消費者物価指数年報平成15年（総務省）

注 Pは速報値

15 全国における労働配分率、経常利益増減率（昭和58年度～平成15年度）

（単位：％）

年	労働配分率					経常利益増減率	
	全産業				製造業	全産業	製造業
	総数	資本金1億円以上企業	1千万～1億円未満	1千万円未満企業			
昭和58年度	66.29	53.81	71.46	81.60	64.71	4.9	11.4
59	66.55	52.90	71.28	80.69	63.67	21.8	27.2
60	65.39	53.31	70.91	80.75	64.99	4.2	1.9
61	65.90	54.31	71.35	79.96	66.83	2.0	16.8
62	64.28	53.96	69.19	77.46	65.02	31.7	34.5
63	62.98	52.14	67.58	76.69	62.97	29.6	34.0
平成元	61.64	51.29	66.46	76.29	61.58	8.3	12.3
2	61.01	50.20	66.61	76.76	61.58	2.0	3.8
3	62.67	52.41	67.61	77.05	63.85	11.7	16.4
4	65.37	55.85	69.38	79.80	67.07	22.6	27.9
5	68.60	58.53	72.97	83.96	70.13	20.8	27.9
6	69.09	58.52	74.11	85.06	69.88	6.4	24.4
7	69.24	58.97	74.79	84.61	69.17	20.2	26.4
8	69.26	61.17	77.68	87.54	68.09	5.8	15.4
9	70.39	59.10	78.93	86.32	68.92	0.1	0.4
10	71.53	60.45	79.62	87.37	71.93	23.9	34.2
11	71.35	59.05	80.20	91.31	70.80	27.2	24.9
12	69.15	57.11	78.29	87.62	67.11	33.2	45.4
13	70.65	54.98	77.44	87.37	70.75	21.2	35.4
14	70.20	57.78	80.06	90.24	69.55	9.8	14.3
15	66.98	55.66	78.12	84.43	67.49	16.8	24.3

資料 財政金融統計月報第628号「法人企業統計年報特集」（財務省）

注 労働配分率 = 人件費 / (人件費 + 支払利息・割引料 + 減価償却費 + 経常利益)

参考1 賃金調査関係資料（当課で所蔵する主なもの）

（官庁関係資料）

- （1）賃金構造基本統計調査報告（厚生労働省）..... 毎年
- （2）毎月勤労者統計調査報告（厚生労働省）..... 毎月、毎年
- （3）屋外労働者職種別賃金調査報告（厚生労働省）..... 毎年
- （4）賃金引上げ等の実態に関する調査報告（厚生労働省）..... 毎年
- （5）民間給与の実態（人事院）..... 毎年
- （6）税務統計からみた民間給与の実態（国税庁）..... 毎年
- （7）賃金労働時間制度等総合調査報告（厚生労働省）..... 毎年

（雑誌関係）

- （1）労働統計調査月報..... 官庁統計資料を収録（月刊）
- （2）賃金事情..... 各種賃金調査結果を収録（月2回刊）
- （3）労働資料..... 同 上 （月2回刊）
- （4）賃金実務..... 賃金体系、労働諸条件を収録（月2回刊）
- （5）労政時報..... 各種賃金・労働条件調査結果を収録（週刊）

（他労働団体、経営者団体等の各種賃金調査資料）

参考2 統計調査の説明

1 毎月勤労統計調査

厚生労働省、都道府県

雇用、給与及び労働時間について全国並びに都道府県別の変動を毎月調査。

<用語の説明>

現金給与総額は、きまって支給する給与と特別に支払われた給与の合計額で税込の総額。きまって支給する給与は労働契約、就業規則などあらかじめ定められている支給条件、算出方法によって支給される給与のことで家族手当、超過勤務手当などを含む。

特別に支払われた給与は、夏・冬の賞与や結婚手当など支給条件の発生の都度支給されるもの。

2 賃金構造基本統計調査

厚生労働省

毎月勤労統計調査と並んで、我が国の基本的な賃金統計調査である。

本調査は毎年6月1日～6月30日までの1か月間の事実について調査している。

<用語の説明>

所定内労働時間数は、実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いたもの。

きまって支給する現金給与額は、毎月勤労統計調査のきまって支給する給与と同一。

年間賞与、その他特別給与額は、調査期間（前年の1月から12月までの1年間）で支払われた賞与、期末手当等の特別給与額。

3 職種別民間給与実態調査

人事院、人事委員会

この調査は、公務員の給与等を検討するため毎年4月現在の民間給与の実態を調査したもので、京都府分については、府人事委員会、京都市人事委員会及び人事院が共同して実施する。

調査対象は、企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の民間事業所である。

<用語の説明>

「きまって支給する給与」とは、基本給はもとより、年齢給、勤続給、地域給、寒冷地手当、能率給、家族手当、住宅手当、精勤手当、職務手当、通勤手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当等月ごとに支給されるすべての給与を含めたものをいう。

「時間外手当」とは、きまって支給する給与に含まれ、超過勤務手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当等の時間外手当をいう。

4 屋外労働者職種別賃金調査

厚生労働省

この調査は通常、屋外労働者とよばれている建設業などに雇用されている労働者の賃金を職種別に調査。調査対象事業所は、建設業では常用労働者5人以上を雇用する事業所を一定の方法で抽出。毎年8月分の実態について調査。

<用語の説明>

現金給与額は、手取りの賃金ではなく、所得税や社会保険料などを控除しないもの。賞与や臨時給与は含めない。

実労働時間数は、残業時間を含めたもので、休憩時間を除き、手持時間は実労働時間としている。

実労働日数は、一日のうち1時間以上に就業した日は労働日数に入れている。

職種は、名称のいかんにかかわらず、作業の実態によって決めている。

賃金支払の5原則

賃金支払方法が悪いために労働者が被るであろう不利益を少なくするために労働基準法では、通貨払、直接払、全額払、毎月最低一回払、一定期日払の5つの原則を定めている。(同法24条)

厚生労働省編、労働用語辞典より

● 特別労働相談(弁護士による労働相談)

毎月第3木曜日 13:00~16:00 **要予約**

京都中小企業労働相談所において電話(フリーダイヤル)、来所で受け付けます。

☎ 0120-786-604

月~金曜日 13:00~16:00 (祝日、12/29~1/3除く)

京都テルサ内(京都市南区新町通九条下ル)

- 定員になり次第受付を終了します。
- 特別労働相談は面接で行います。
- 特別労働相談を待つことなく迅速に対応すべき事例もあることから、原則として事前に労働相談員がお話を伺うこととしております。

※ 特別労働相談は京都中小企業労働相談所で実施します。

● 労働相談フリーダイヤル

京都府内限定



786-604

携帯・PHS OK

なやむ 労 使 に

フリーダイヤル受付

月~金曜日 13:00~16:00

(祝日、年末年始除く)

労働相談

職場のトラブル解決へ
アドバイスします!!

相談無料

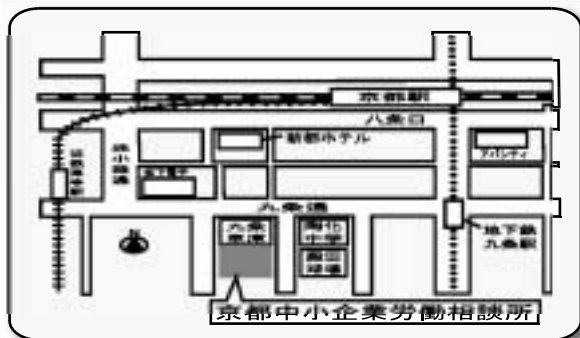
京都中小企業労働相談所

京都市南区新町通九条下ル 京都テルサ西館3階

TEL 075-661-3253

FAX 075-692-3451

相談日・時間：毎週月曜日~金曜日、13:00~16:00
(祝日、年末年始は除きます)



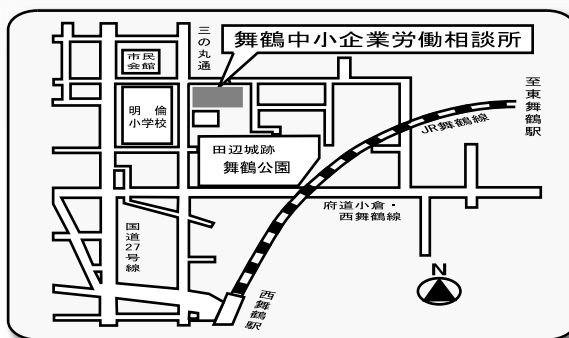
舞鶴中小企業労働相談所

舞鶴市字南田辺小字二ノ丸1 京都府立舞鶴勤労者福祉会館内

TEL 0773-75-3860

FAX 0773-77-1314

相談日・時間：毎週月・水・金曜日、9:00~16:00
(第3水曜日、祝日、年末年始は除きます)



京都の労働情報 145号

平成17年2月

編集発行 京都府府民労働部労政課
〒602-8570 京都市上京区下立売通
新町西入藪ノ内町
電話 075-414-5097



古紙配合率100%再生紙を使用しています。